ID:　5194
担当部署:　建設水道部 建築課 指導係

処分の概要	施行者の変動による規約の認可
法令名 根拠条項	マンションの建替え等の円滑化に関する法律　第51条第3項
法令番号	平成14年法律第78号

【基準】

法第51条第3項の規定による。

（施行者の変動）

第51条

3　1人で施行するマンション建替事業において、前2項の規定により施行者が数人となったときは、そのマンション建替事業は、第5条第2項の規定により数人共同して施行するマンション建替事業となるものとする。この場合において、施行者は、遅滞なく、第45条第1項の規約を定め、その規約について都道府県知事等の認可を受けなければならない。

標準処理期間	30日

備考

設定年月日	平成 28 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年　月　日